

広島県と取引のある事業者の皆様へ（お知らせ）

平成25年3月 広島県会計管理部

平成25年4月1日から、県に対して入札や見積もりをしていただいた場合には、次の各事項にご同意いただいたものとさせていただきます。

1 県の行う調査への協力について

本県において行われる物品調達や委託役務業務契約について、事務処理と予算執行の適正化を期するため、本県が必要と認めた場合に、受注者に対して、契約の処理の状況に関する調査の協力要請を行う場合があります。

この協力要請を受けた場合は、調査にご協力ください。

2 協力についての契約書等への記載について

物品調達や委託役務業務で契約書を締結したり請書を徴する場合は、上記の内容を契約書や請書において約定していただきます。

趣旨をご理解の上、ご協力ください。

【契約書記載例】

（調査協力）

第〇条 広島県（甲）が、この契約に係る発注者（甲）の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、広島県（甲）は、受注者（乙）に対し、受注者（乙）における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者（乙）は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

【請書記載例】

特約事項

広島県が本県の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。また、受注者は、特別な理由がない限りこの要請に応じるものとする。

3 適正な事務処理について

県職員から仮に不適正な事務処理を依頼されたときでも、引き続き、次のように適正に事務処理をしてください。

- ① 請求書などの日付欄に、違う日の記入や空欄とするような処理はしない。
- ② 期限までに支払いがない場合は、県に確認する。
- ③ 架空の請求書などは作成しない。
- ④ 納品書と異なる物品は納入しない。 など

このお知らせの内容について、ご不明な点やご質問などございましたら下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

広島県会計管理部総務事務課契約管理グループ
電話 082-513-2315（ダイヤルイン）